

擬似記号としての虚構名：ふり説の再検討を通して

松本大輝（東京大学人文社会系研究科）

発表要旨：

「シャーロック・ホームズ」などのフィクション作品に登場する虚構名の意味論をめぐっては既にさまざまな立場が提案されているが、およそ「シャーロック・ホームズは探偵である」のような虚構内在的な文脈に即す限り、一つの有力な立場と目されるのは S. クリプキや K. ウォルトンらに代表される「ふり説」である。つまり、この文脈における虚構名の使用は、実際には名前の使用ではなく「名前を使用するふり」をしている、という見解である。この立場から得られる一つの自然な帰結は「虚構名は（字義通りの）名前ではない」というものであり、これはなお「～ではない」という否定的な規定にとどまる。本発表の目的は、虚構名に対してより積極的な規定を得ることである。

本発表では「ふり説」に基づく虚構名の理解から出発しつつ、そこに見出される意味規則の運用形式に注目する。具体的には、虚構名が通常の言語記号とは異なるかたちで意味規則を模倣・再配置する点に着目し、それを「擬似記号（pseudo-sign）」として捉え直すことで、虚構名の持つ独自の記号論的機能を積極的に定式化する可能性を検討する。

まず、「ふり説」において虚構名は「ふりの規則」に従って使用される点が確認される。これは、言語の意味規則とは異なる操作であり、虚構名が通常の言語記号とは異質な位置にあることを示唆する。ただし、「ふりの規則」が一定の再現性をもって働いている限り、虚構名には C. S. パースの言う象徴記号としての記号作用が認められるように思われる。非言語的記号に近い部分をもちながらも、言語的ふるまいを模している点が、虚構名の特異性である。

本発表ではこうした性質に基づき、虚構名を「記号のふりをする記号」、すなわち擬似記号として捉える視点を提示する。擬似記号とは、既存の意味規則をふりの文脈において模倣し、あたかもその意味規則が実際に機能しているかのように一時的に配置される記号である。ここで生じるのは、現実の意味作用とは異なる次元での記号的効果であり、これは通常の言語記号では達成しがたい。擬似記号において意味規則が括弧に入れられ、仮設的に起動されることによって、逆に日常において見過ごされる記号の性質が批評的に露呈される。

最後に、虚構名のみならずフィクションにおけるすべての言語記号を擬似記号とみなす立場（いわば「汎擬似記号説」）を検討する。これは記号の擬似性を最も広い意味でとれば可能な立場ではあるものの、虚構名の特異性を見過ぐす危険を伴う。本発表では、虚構名が固定指示詞としての固有名を模倣していることに伴って、擬似記号の中でも特異な地位を占めることを確認する。

参考文献

S. Kripke, *Reference and Existence*, Oxford: Oxford University Press, 2013.

K. Walton, *Mimesis as Make-Believe*, Harvard University Press, 1990.

藤川直也『名前に何の意味があるのか：固有名哲学』勁草書房、2014 年。